NO!「危険ドラッグ」

最近、店舗やインターネット上で、「合法ハーブ」等と称する商品が販売されており、こうした商品を使用した人が、<u>意識障害、おうと、けいれん、呼吸困難等を起こして、死亡したり、重体に陥る事</u>件が多発しています。

これら商品は、<u>覚醒剤、麻薬、大麻など規制薬物の化学構造に似せて作られており、規制薬物と同等の作用を有する成分を含む商品が多く、大変危険</u>です。また、合法と称して販売する<u>商品の中に麻薬や指定薬物等の違法な薬物が含まれていた例もあります</u>ので絶対に手を出してはいけません。

指定薬物の取締強化

~薬事法の一部改正 平成26年4月1日施行~

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医薬品医療機器等法)により、指定薬物の「所持」、「使用」、「購入」、「讓受け」が禁止になり、違反した場合、3年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はこの両方が科されます。

合法と称して販売していたものの麻薬や指定薬物等違法な薬物であった商品例



商品名:「Blue Majic」(液体)

麻薬である「通称名:MDPV」が検出され、麻薬及び向精神薬取締法違反(営利目的共同所持)で検挙されたもの



商品名:「DIAMOND Rush」(白色粉末)

指定薬物である「通称名:4FMP」が検出され、薬事法違反 (販売目的陳列)で検挙されたもの



商品名:「ANARCHY Spider」(植物片)

指定薬物である「通称名:APICA」等が検出され、薬事法違反(販売目的陳列)で検挙されたもの